

# 情報提供

那医発第 176 号  
令和 8 年 6 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「病院の賃上げ・物価上昇に対する支援事業の申請受付期間の延長について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊／電話 098-868-7579）  
.....記.....

沖 医 発 第 357 号 F

令 和 8 年 5 月 29 日

各地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 稲富 仁

(公印省略)

## 病院の賃上げ・物価上昇に対する支援事業の申請受付期間の延長について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本医師会より、令和 8 年 5 月 29 日付、日医発第 414 号にて、病院を対象とした「賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院賃上げ支援事業、病院物価支援事業）」の申請受付期間について、令和 8 年 5 月 31 日（日）までとされていたところ、今般、6 月 12 日（金）まで延長となった旨通知がございました。

特に、物価支援事業は、令和 8 年 3 月 31 日まで運営している病院であれば原則申請が可能となるため、ご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

また、「病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業」の申請システムにおいて、「仮申請」となったまま「本申請」が完了していないと給付金を受けることができませんので、各病院におかれましては、申請漏れのないよう申請状況の確認を併せてお願いします。

つきましては、多くの医療機関が給付金を受け取ることができるよう、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関（病院）への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 別添資料

- 病院の賃上げ・物価上昇に対する支援事業の申請受付期間の延長について

(日医発第 414 号 (医経))

沖縄県医師会 (金城)  
TEL : 098-888-0087  
FAX : 098-888-0089  
E-mail : kinjos@okinawa.med.or.jp



3

日医発第 414 号 (医経)  
令和 8 年 5 月 29 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 宮川 政昭  
常任理事 今村 英仁  
(公印省略)

病院の賃上げ・物価上昇に対する支援事業の申請受付期間の延長について

令和 7 年度補正予算による「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」については、令和 8 年 1 月 27 日付文書 (日医発第 1713 号)、2 月 2 日付文書 (日医発第 1746 号)、2 月 27 日付文書 (日医発第 1913 号)、5 月 19 日付文書 (日医発第 363 号) 等にてお知らせしているところです。

病院を対象とした賃上げ・物価上昇に対する支援事業 (病院賃上げ支援事業、病院物価支援事業) の申請受付期間が令和 8 年 5 月 31 日までとされておりましたところ、今般、6 月 12 日まで延長となりましたので、ご連絡致します。

特に、物価支援事業は、令和 8 年 3 月 31 日まで運営している病院であれば原則申請が可能ですので、ご確認の上、是非とも申請いただきますようお願いいたします。

また、下記の申請システムにおいて「仮申請」となったまま「本申請」が完了していないと給付金を受けることができませんので、各病院におかれましては、申請漏れのないよう申請状況をご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、会員医療機関 (病院) への周知方お願い申し上げます。

本支援事業については厚生労働省の下記 URL に掲載されています。

(厚生労働省 医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)

(病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業の申請システム)

<https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp>

なお、診療所については都道府県が実施主体となっておりますので、申請受付期間については都道府県行政にご確認をいただきますよう、お願い申し上げます。

以 上